

資料編

資料1 用語解説

本文中に*で示した用語について、解説します。

< あ行 >

■アクセシビリティ

パソコンやインターネット等の利用のしやすさを表す。パソコンやインターネットは年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが簡単に利用できるような環境を整える必要があり、アクセシビリティとはその対応度を計る尺度となるもの。例えば、「画像や音声などには代替表現としてテキストによる注釈をつける。」「マウスの使用が困難な人向けにすべての操作をキーボードだけで行えるようにする。」「視覚障がいの人のための音声読み上げ機能をつける。」などといった方法がある。

■医療的ケア（児）

人工呼吸器の装着やたんの吸引、胃ろう等による栄養の注入などの医療行為を行うこと。医療的ケアを必要とする子どものことを医療的ケア児という。

■インクルーシブ教育

多様な子どもたちが地域の学校に通い、共に学ぶ仕組みのこと。共生社会の形成に向け、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに対して、その子のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して教育の充実を図る。

< か行 >

■上伊那圏域障がい者総合支援センター

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス・生活・就業等に関する個別相談を行う施設。上伊那圏域の8市町村共同で設置。

■上伊那圏域地域自立支援協議会

上伊那圏域の8市町村共同で設置した、当事者や家族、障がい福祉団体、学校、病院、市町村等で構成する協議会。地域で暮らす障がい児者が、さらに安心してよりよい暮らしを実現するため、上伊那圏域における障がい福祉の方向性や課題等を複数の専門部会を中心に協議している。

■権利擁護ネットワーク上伊那全体協議会

上伊那8市町村、8市町村社会福祉協議会、専門職団体の代表や裁判所等で構成される、上伊那の権利擁護体制の構築について検討する協議会。広域的な取組が必要なものは、この協議会のなかで検討する。

■合理的配慮

障がいのある方が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。

■こころの相談

こころの健康問題や人間関係等で悩みを持つ方やそのご家族の相談に、予約制で月1回、専門職（臨床心理士等）が相談に応じる。

< さ行 >

■知っ得福祉サービス

主に障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）・特定医療費（指定難病）受給者証・自立支援医療（精神通院）受給者証を取得された方が受けられる支援情報をまとめた冊子。毎年度4月に改訂を行っている。

■市民後見人

弁護士や司法書士等の資格をもたないものの、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民による後見人。

■障害者優先調達推進法

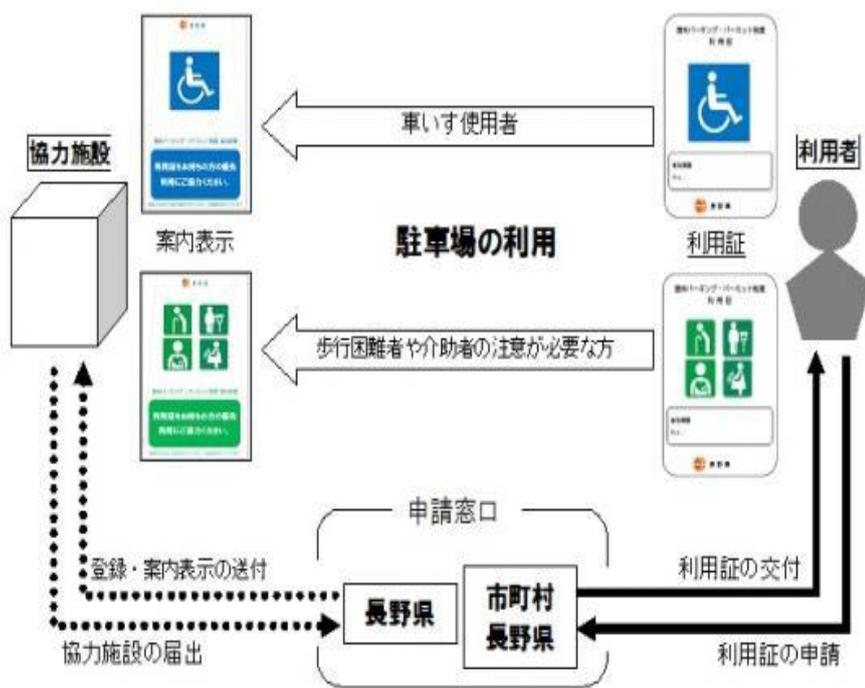
（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律）障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るもの。

■信州あいサポート運動

県の事業で、誰もが多様な障がいの特性、障がいのある方への必要な配慮、障がいの有無に関わらずともに生きる社会のあり方などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実施することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくる取組。

■信州パーキング・パーミット制度

役場を中心に商業施設等に専用の駐車区画を設置することで、障がい者や高齢者など移動に配慮が必要な方々が優先的に駐車できる制度。利用するためには役場へ申請し、県内共通の利用証の交付を受ける必要がある。



■ストーマ

手術によって腹部に新しく作られた、便や尿の排泄の出口のこと。人工肛門、人工膀胱。

■成長ダイアリー

環境が変わっても一貫した支援を受けられるようにするために、発達や成長の経過等を記載していく、情報連携ファイル。自立支援協議会の療育部会で作成され、平成28(2016)年度以降上伊那の市町村で導入が進んできている。お子さんの得意なところや苦手なところを整理して、より良い子育て環境を整えたり、次のステージにつながる時にサポートして下さる方々と情報共有し、お子さんの成長を見守るツール。

■成年後見制度

障がい等により判断能力が不十分な人が不利益を被らないように、家庭裁判所に申し立てて、支援する後見人を選任する制度。主な支援内容は重要な契約事項等を支援する財産管理と身体監護。判断能力が不十分になる前に後見人自分で選ぶ任意後見制度もある。判断能力の度合いにより後見、保佐、補助の3類型がある。

< た行 >

■タイムケア事業

家庭において介護を受けている障がい者が、あらかじめ登録しておいた介護者（個人・団体）に介護を依頼することにより、障がい者の地域生活を支援することを目的とする。

< は行 >

■発達障がい

現在では脳機能の障がいと考えられている。「ASD(自閉症スペクトラム)」、「LD(学習障がい)」、「ADHD(注意欠如・多動症)」等がある。

■ピアサポート

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者のために支援を行うもの。

■避難行動要支援者

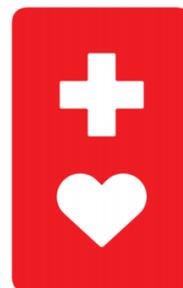
高齢者・障がい者・乳幼児など災害時に配慮が必要な要配慮者のうち特に避難時に支援が必要な者のこと。

■副学籍制度

「副次的学籍制度」の略。“地域の子は地域で育てる”という理念のもと、特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住地区の小学校・中学校（副学籍校）にも学籍を置くこと。

■ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク（JIS規格）。



< ま行 >

■南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会

成年後見制度の利用促進や虐待対応に司法・医療・福祉の専門職と連携して取り組むために発足させた協議会。構成員は弁護士・司法書士や医療関係者など様々。それぞれの専門家の顔が見えるネットワークづくりをいちばんの目的としている。

< や行 >

■ユニバーサルデザイン

可能な限り、すべての人々に利用しやすい環境設計と製品のデザインをいう。バリアフリーとの違いは、バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことに対して、ユニバーサルデザインは特別な調整をすることなく最初から取り除かれている点にある。

■ユニバーサルデザインフォント

できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザインを基本コンセプトとしたデザインのこと、人が生活するうえで「使いやすさ、見やすさ」といった細かい部分にも配慮・工夫したデザインフォントのこと。

資料2 南箕輪村福祉計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者及び障がい者等の福祉計画の策定及び見直しに関する検討を行うために、南箕輪村福祉計画策定懇話会（以下「策定懇話会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 策定懇話会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 高齢者福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) 障がい者福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (4) 地域福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (5) 前号までに掲げるもののほか、この目的を達成するために必要と認める事業

(組織)

第3条 策定懇話会の委員は20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が任命する。

- (1) 南箕輪村議会
- (2) 南箕輪区長会
- (3) 保健、医療、福祉又は教育の関係者
- (4) 識見を有する者
- (5) その他村長が必要と認めたる者

(任期)

第4条 策定懇話会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定に関わらず、任期は、現に行っている第2条に規定する計画の策定又は見直しが終了するまで延長することができるものとする。

(会長)

第5条 策定懇話会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は会務を総理し、策定懇話会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 策定懇話会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(部会)

第7条 策定懇話会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

(庶務)

第8条 策定懇話会の庶務は、健康福祉課が行う。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定懇話会の運営に必要な事項は、村長が別に定める。

資料3 南箕輪村福祉計画策定懇話会委員名簿

任期：令和5（2023）年7月27日～令和7（2025）年7月26日

	所属団体等	氏名	部会
部会長	南箕輪村議会	山崎 文直	高齢者福祉・介護 保険部会
	南箕輪村区長会	福澤 一成	高齢者福祉・介護 保険部会
会長	南箕輪村社会福祉協議会	宮下 努	障がい者福祉部会
	南箕輪村民生児童委員協議会	唐澤 富美子	高齢者福祉・介護 保険部会
	南箕輪村民生児童委員協議会	藤松 保永	障がい者福祉部会
	南箕輪村社協指定居宅介護支援事業所	藤澤 恵美	高齢者福祉・介護 保険部会
	上伊那圏域障がい者総合支援センターきらり あ	藤原 香澄	障がい者福祉部会
	グループホームゆりかご南箕輪	山田 思鶴	高齢者福祉・介護 保険部会
	長野県社会福祉事業団ほっとジョイブ	落合 尚子	障がい者福祉部会
	放課後等デイサービスほしあい	北原 英行	障がい者福祉部会
	長野県上伊那生活就労支援センターまいさほ 上伊那	小林 治	障がい者福祉部会
	南箕輪村公民館	有賀 克明	高齢者福祉・介護 保険部会
	南箕輪村教育委員会	清水 閣成	障がい者福祉部会
部会長	南箕輪村手をつなぐ育成会（障がい者団体）	有賀 一夫	障がい者福祉部会
	南殿シニアクラブ（高齢者団体）	出来 俊昭	高齢者福祉・介護 保険部会
	楽笑会（高齢者団体）	土屋 幸子	高齢者福祉・介護 保険部会
	南箕輪村医師の代表	高原 健治	高齢者福祉・介護 保険部会
	上伊那地区保護司会	西藤 丈司	障がい者福祉部会

（敬称略）

資料4 策定の経過

年月日	主な実施内容
令和4(2022)年9月8日～ 9月30日	障がい者の意識・ニーズ調査の実施
令和5(2023)年7月27日	第1回 南箕輪村福祉計画策定懇話会 ・計画の性格、法的位置づけ、見直しの方針等の確認 ・障がい者の意識・ニーズ調査の結果共有
令和5(2023)年9月20日	第1回 障がい者福祉部会 ・南箕輪村の障がい福祉における課題の整理 ・次期計画で重点的に対応すべき点についての意見交換
令和5(2023)年11月9日	第2回 障がい者福祉部会 ・第7期南箕輪村障がい福祉計画・障がい児福祉計画の素案の確認と意見交換
令和5(2023)年12月7日	第3回 障がい者福祉部会 ・第7期南箕輪村障がい者計画の素案の確認と意見交換
令和5(2023)年12月20日 ～令和6(2024)年1月19日	パブリックコメントの実施
令和6(2024)年1月31日	第2回 南箕輪村福祉計画策定懇話会 ・第7期南箕輪村障がい者福祉計画の成案の確認
令和6(2024)年2月8日	村長へ計画書を提出

